

AIの発達で世界が大きく変わろうとして
いる中、新型コロナというパンデミックが襲った。双方が相まって、全世界に所得・資産格差の拡大が広がっており、今後先進諸国は長期にわたってこの問題への対応を強いられることになる。

AIの発達・普及によってもたらされる莫大な富は、アイデアや資本の出し手、さらにはそれをビジネス化する優れた経営者に集中する。その一方で、未熟練労働者を中心に、AIやロボットによる職の代替が進み、ネット上のプラットフォームを介して広がるギグ・ワーカーは所得の不安定な個人事業者で、そのセーフティーネットは脆弱だ。このような所得分配の偏りを放置しておく、社会の分断はますます進んでいく。

そこで、AIやロボットによって職を失った者への所得保障、さらには万人に最低限の生活を保障するベーシックインカムという考え方が出てくる。加えて、AIに対応できる職業訓練や教育を施す政策も必要となる。これらのためには相当規模の財源が必要となるので、「ロボット・タックス」という考え方が出てくる。米国では2017年にビル・ゲイツ氏が「一時的に自動化のスピードを遅らせ、老人介護や幼児教育などにたずさわる人たちへの支援のため」に導入を主張するなど、さまざまな学者がアイデアを披露し議論が広がっている。

一方、現実には「ロボット・タックス」を構築するとなると、多くの課題がある。そもそも、自動化が雇用にどの程度の影響を及ぼしているかのエビデンスが不足している。定型化された単純作業は代替が進む一方で、新たに創出される仕事もあり、全体では雇用は維持されているのではないかという見解がある。税制を考える上では、課税ベースをどう仕組

むのかさまざまな考え方がある。

まず、ロボットが生み出す所得を特定して、そこに直接課税する方法である。例えば、ロボットの生産性を計測し、それに見合う給与所得を計算して課税するという考え方で、社会保険料まで負担させるべきだという意見もある。

次に、ロボットそのものの価値を評価し、ストックに課税するという方法で、わが国の償却資産への固定資産税の課税に似ている。しかし、ロボットの定義や評価をどうするのか、課税要件が不透明では不公平や租税回避の問題が生じる。

そこで、代替的な課税方法も提言されている。AIの導入で高まった市場支配力による超過利潤への課税で、マークアップ税とも呼ばれる。これはG20、OECDで検討され昨年秋に基本合意されたデジタル課税の第1の柱の議論に似ている。ちなみに筆者は、『デジタル経済と税』（日本経済新聞出版、2019年）の中でこのアイデアを紹介している。

こういう状況の中、昨年

IMFが、“For the Benefit of All : Fiscal Policies and Equity-Efficiency Trade-offs in the Age of Automation” というワーキングペーパーを公表した。複数の経済学者による経済分析で、「ロボットの普及による自動化の進展が経済成長と格差拡大をもたらしており、技術進歩の効果を維持しつつ格差等の悪影響を軽減する財政政策が必要だ」として、資本所得増税、富裕税、ロボット・タックス、マークアップ税、未熟練労働者の所得税減税などの政策手段を比較している。

ロボットへの課税は、公平性と効率性とのトレードオフという困難な問題に直面する。IMFペーパーは、「課税は、短期的には自動化を遅らせる一方で、未熟練労働者の需要拡大と賃金上昇をもたらす」と評価している。わが国でも議論が始まることを期待したい。

連載

税制之理

東京財団政策研究所研究主幹

森信茂樹

第180回

ロボット・タックスはいかが